

○国家公安委員会規則第八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十一項及び第十五項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月十三日

国家公安委員会委員長 棚橋 泰文

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
「条を削る。」 (禁止命令等に係る通知の書面) 第五条 法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第五号の通知書により行うものとする。 (住所又は居所の移転に関する警察署長への届出) 第六条 [略] (他の警察本部長への通知) 第七条 [略] (禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理) 第八条 法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより(当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより)、行うものとする。	(禁止命令等の方法) 第五条 法第五条第一項又は第三項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第五号の禁止等命令書を交付するいとまがないときは、禁止命令等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第五号の禁止等命令書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。 (禁止命令等に係る通知の書面) 第六条 法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。 (住所又は居所の移転に関する警察署長への届出) 第七条 [同上] (他の警察本部長への通知) 第八条 [同上] (禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理) 第九条 法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより(当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより)、行うものとする。

「条を削る。」

（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第九條 法第五條第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第七号の通知書により行うものとする。

（命令等の送達に係る書類）

第十條 法第五條第十一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第五條第一項又は第三項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。） 別記様式第八号の禁止等命令書

二 法第五條第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。） 別記様式第九号の禁止命令等有効期間延長処分書

（書類の送達）

第十一條 法第五條第十一項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下この条において同じ。）に送達するものとする。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に

（禁止命令等有効期間延長処分の方法）

第十條 法第五條第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）は、別記様式第八号の禁止命令等有効期間延長処分書を交付して行うものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第十一條 法第五條第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第九号の通知書により行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

送達することができる。

(交付送達)

第十二条 交付送達は、警察職員が、前条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、送達を受けるべき者に書類を交付しないで当該書類を送達すべき差し迫った必要があるときは、交付送達は、前項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(公示送達の方法)

第十三条 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

(援助の申出の受理)

「条を加える。」

「条を加える。」

(援助の申出の受理)

第十四条 「略」

(警察本部長等による援助)

第十五条 「略」

別記様式第1号 (第1条関係)

その1	※受理年月日		※受理番号	
警 告 申 出 書 ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。 年 月 日 殿 氏名及び住所				
申 出 入	住 所	電話 () - 番		
	居 所	電話 () - 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)		
つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等				

第十二条 「同上」

(警察本部長等による援助)

第十三条 「同上」

別記様式第1号 (第1条関係)

その1	※受理年月日		※受理番号	
警 告 申 出 書 ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。 年 月 日 殿 氏名及び住所				
申 出 入	住 所	電話 () - 番		
	居 所	電話 () - 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)	性別	男・女
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等				

別記様式第4号（第4条関係）

その1	※受理年月日		※受理番号	
禁 止 命 令 等 申 出 書				
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。				
年 月 日				
殿				
氏名及び住所				
申 出 人	住 所	電話（ ） ー 番		
	居 所	電話（ ） ー 番		
	(ふりがな)			
氏 名	(歳)			
つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等				

その2

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第4条関係）

その1	※受理年月日		※受理番号	
禁 止 命 令 等 申 出 書				
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。				
年 月 日				
殿				
氏名及び住所				
申 出 人	住 所	電話（ ） ー 番		
	居 所	電話（ ） ー 番		
	(ふりがな)			
氏 名	(歳)		性別	男・女
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等				

その2

つきまとい等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を削る。」

その2	
つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第5条関係）

その1	
第 号	
禁 止 等 命 令 書	
年 月 日	
殿	
目	
命令を受ける者	住 所 等
	氏 名
	生 年 月 日
	年 月 日
上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の 規定により、下記のとおり命令する。	
命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項
答	法第5条第1項第2号に掲げる事項
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

その2	
つきまとい等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第5条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	年 月 日
殿	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書受理番号 ）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第7項の規定により通知します。	
禁止命令等をしなかった理由	☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為が認められない。 ☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 ☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為について等をしている。 ☐ その他
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

別記様式第6号（第6条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	年 月 日
殿	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書受理番号 ）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第7項の規定により通知します。	
禁止命令等をしなかった理由	☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為が認められない。 ☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 ☐ 申出に係る法第3条の規定に違反する行為について等をしている。 ☐ その他
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

その2	
命令をする理由	
記載要領 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 3 不要の文字は、横線で消すこと。	
この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができ（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

その2

禁止命令等の有効期間の延長の処分を求める理由	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「命令に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第8条関係）

その1

※受理年月日		※受理番号	
--------	--	-------	--

禁止命令等有効期間延長処分申出書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を次のとおり求めます。

年 月 日

殿

氏名及び住所

申出人	住 所	電話（ ） ー 番	
	居 所	電話（ ） ー 番	
	（ふりがな）		
	氏 名	（ 歳）	

有効期間の延長の処分を求める命令	命令の申出をした日	年 月 日	
	命令に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名		
	※命令番号	号	
	※有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その2

禁止命令等の有効期間の延長の処分を求める理由	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「命令に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第9条関係）

その1

※受理年月日		※受理番号	
--------	--	-------	--

禁止命令等有効期間延長処分申出書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を次のとおり求めます。

年 月 日

殿

氏名及び住所

申出人	住 所	電話（ ） ー 番	
	居 所	電話（ ） ー 番	
	（ふりがな）		性別 男・女
	氏 名	（ 歳）	

有効期間の延長の処分を求める命令	命令の申出をした日	年 月 日	
	命令に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名		
	※命令番号	号	
	※有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

別記様式第9号（第10条関係）

その2

有効期間の延長の処分をする理由	
-----------------	--

記載要領

1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないときは当該住所が知れないときは居所）を記載すること。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができ（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）、また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内にを被告として（訴訟においてを代表する者は公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

その1

第号

禁止命令等有効期間延長処分書

年月日

殿

国

有効期間の延長の処分を受ける者	住所等	
	氏名	
	生年月日	年月日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定により、下記のとおり禁止命令等（年月日付け号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

別記様式第8号（第10条関係）

その1	
第 号	
禁 止 等 命 令 書	
年 月 日	
殿	
日	
命令を受ける者	住 所 等
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の 第5条第3項の規定により、下記のとおり命令する。	
命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項
客	法第5条第1項第2号に掲げる事項
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第7号（第9条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	
年 月 日	
殿	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の処分の 申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号 〇〇〇〇〇〇）について、ス トーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項に規定する禁止命令等の 有効期間の延長の処分をしなかったもので、同条第10項において準用する同条 第7項の規定により通知します。	
処分をしなかつ た理由	
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

「様式を加える。」

別記様式第9号（第11条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	
年 月 日	
殿	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の処分の 申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号 〇〇〇〇〇〇）について、ス トーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項に規定する禁止命令等の 有効期間の延長の処分をしなかったもので、同条第10項において準用する同条 第7項の規定により通知します。	
処分をしなかつ た理由	
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

別記様式第9号（第10条関係）

その1

第 号

禁止命令等有効期間延長処分書

年 月 日

殿

目

有効期間の延長の処分を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定により、下記のとおり禁止命令等（ 年 月 日付け 号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その2

命令をする理由	
---------	--

記載要領

1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

別記様式第10号（第14条関係）

※受理年月日		※受理番号	
援助申出書 ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
年 月 日			
氏名及び住所			
申出 人	住所等	電話（ ） ー 番	
	（ふりがな）		
氏名		（ 歳）	
した者 （ストーカー行為等）	住所等	電話（ ） ー 番	
	（ふりがな）		
氏名		（ 歳）	
受けた援助の内容		1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他（ ）	
その他参考事項			

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
3 「受けた援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

その2

有効期間の延長の処分をする理由	
-----------------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは居所）を記載すること。
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなくてはならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第12条関係）

※受理年月日		※受理番号	
援助申出書 ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
年 月 日			
氏名及び住所			
申出 人	住所等	電話（ ） ー 番	性別 男・女
	（ふりがな）		
氏名		（ 歳）	
した者 （ストーカー行為等）	住所等	電話（ ） ー 番	性別 男・女
	（ふりがな）		
氏名		（ 歳）	
受けた援助の内容		1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他（ ）	
その他参考事項			

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
3 「受けた援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第二条 行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(届出人に対する通知) 第二十六条 「略」 2 前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。 一 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等又は同条第四項に規定するストーカー行為をされていた場合 「二 略」
改正前	(届出人に対する通知) 第二十六条 「同上」 2 「同上」 一 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するストーカー行為をされていた場合 「二 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。